

建設工事の請負について、次のとおり条件付一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び下北山村契約規則（平成9年6月規則第3号）第2条の規定に基づき公告します。

令和 2年 6月18日

下北山村長 南 正文

第1 競争入札に付する事項等

- (1) 工事番号 第2-2号
- (2) 工事名 保小中合同校舎整備に伴う中学校プール改修工事
- (3) 工事場所 吉野郡下北山村大字下池原地内
- (4) 工事概要
 - 1. 旧施設（機械室・シャワー・便所・更衣室）撤去工 1式
 - 2. 旧プール（小）撤去工 1式
 - 3. 旧プール（大）改修工 1式
 - 4. 更衣室（便所）新設工 1式
 - 5. 機械室新設工 1式
 - 6. 外構工 1式
- (5) 工事期間 下北山村議会の議決後から令和3年3月10日
- (6) 予定価格 金 115,187,600 円（消費税及び地方消費税含む）
- (7) 最低制限価格 有（事後公表）
- (8) 入札保証金 下北山村契約規則（平成9年6月規則第3号）第4条の規定によります。
- (9) 契約保証金 下北山村契約規則（平成9年6月規則第3号）第19条の規定によります。
- (10) 入札方法 投函入札
- (11) 入札回数 1回
- (12) 前払金 請求可
- (13) 議会の議決 要

第2 競争入札に参加する者に必要な資格

下北山村建設工事等競争入札参加資格のうち、土木一式工事の資格を有する建設業者2者で構成される特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であって、次に掲げる条件をすべて満たし、かつ、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けた共同企業体のみがこの入札に参加することができます。ただし、各構成員は2以上の共同企業体の構成員になることはできません。

(1) 共同企業体構成員の出資比率は、3/10以上であること。ただし、共同企業体の代表者の出資比率は、構成員中最大であること。

(2) 共同企業体構成員が、次の条件をすべて満たしていること。

ア 下北山村に本店を有する者。

イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の規定による土木工事業の特定建設業の許可及び建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（有効期限内にある直近のもの）を受けている者であること。

ウ 奈良県建設業契約課が決定した、令和2・3年度の格付けによる等級が「B」以上の者。

エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

オ 競争入札参加資格確認時点及びその後、入札執行日までの間において、下北山村建設工

事等請負契約に係る指名停止措置要綱による指名停止措置を受けていないこと。

カ 下北山村建設工事等暴力団排除措置要綱に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更正手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条の規定による更正手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者については、更正手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

ク 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

ケ 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てがされなかった者とみなします。

(3) 共同企業体構成員のすべてが、それぞれの立場に応じて要求される全ての条件を満たす技術者をこの工事を行う期間中専任で配置できること。ただし、共同企業体の代表者にあつては監理技術者を配置できること。

ア 一級土木施工管理技士又は二級土木施工管理技士の資格を有する者であること。

ウ 監理技術者にあつては、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者。

エ 入札の申込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者。

第3 入札手続等

1 入札説明書の交付期間及び交付場所

(1) 交付期間 令和2年6月19日（金曜日）から令和2年6月26日（金曜日）までの、午前9時から午後5時まで

(2) 場 所 〒639-3804
奈良県吉野郡下北山村大字寺垣内983
下北山村役場 産業建設課
電話（代表）07468-6-0001 （直通）07468-6-0016

(3) 費 用 無償

2 競争入札参加資格の確認

この工事の競争入札に参加しようとする者は、村長が定める入札参加申込書を下記のとおり村長に提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。

(1) 提出期限 令和2年7月3日（金曜日）までの午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日を除きます）

(2) 提出場所 「1の(2)に同じ」

(3) 提出部数 各1部

(4) 提出方法 持参に限ります

(5) 作成及び提出にかかる費用は申請者の負担とします。

3 設計図書の閲覧

2の手続きにより競争入札参加の確認を受けた者に対し、仕様書を閲覧に供します。

(1) 日 時 令和2年7月8日（水曜日） 午前9時から午後5時

(2) 場 所 下北山村役場 防災会議室

4 入札の日時及び場所

(1) 日 時 令和2年7月21日(火曜日) 午後1時00分

(2) 場 所 下北山村役場 防災会議室

5 入札に係る金額の記入方法

入札は総計金額で行います。落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある時はその端数の金額を切り捨てた金額)をもって落札価格としますので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。

第4 その他

1 工事費内訳書

入札には入札書と工事費内訳書を同封してください。

2 入札の無効

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効又は失格とします。

(2) 競争入札参加資格確認資料等に虚偽の記載をした者の入札

(3) 下北山村契約規則第7条に規定する各号に該当する入札をした者及び下北山村入札心得に示した入札に関する条件に違反した入札

3 本契約の成立

この工事の契約には、下北山村議会の議決を要しますので、落札者は仮契約を締結し、議会議決を得たときに本契約が成立するものとなります。

4 その他

詳細は、入札説明書によります。

5 問い合わせ先等

「第3の1の(2)に同じ」